様式第１号(第７条関係)

白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書

　　年　　月　　日

白鷹町長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 | 印 |
| 生年月日 | 年　　　月　　日 |

　白鷹町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 安全運転支援装置の名称 |  | | |
| 設　置　年　月　日 | 年　　 月 　　日 | | |
| 安全運転支援装置  （ 該当する装置にチェックしてください。） | Ａ | | □障害物検知機能付きペダル踏み間違い  急発進抑制装置 |
| Ｂ | | □ペダル踏み間違い急発進抑制装置 |
| 補助対象経費  （購入及び設置に要する費用） | Ｃ | 金　　　　　　　　　　　円 | |
| 補助金交付申請額※ | Ｄ | 金　　　　　　　　　　　円 | |

　※ 補助対象経費×1／2（１，０００円未満切り捨て）上限あり

添付書類

（１）自動車検査証の写し

（２）自動車運転免許証の写し

（３）後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し

（４）安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し

（５）その他町長が必要と認める書類

（表面）

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】　次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

　□町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）の未納はありません。

　□申請者自身が常時運転する自動車に後付けの安全運転支援装置を設置するもので、転売等を目的としたものではありません。

　□後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。

　□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

　□設置を依頼した装置取扱事業者から後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。

□原則、１年間は後付け安全運転支援装置を取り付けた自動車を使用します。

　□設置した後付け安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。

【同意事項】　次の事項を確認し、同意します。

　□後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、町が一切の責任を負わないことについて了承します。

　□本申請により町が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。

　□本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて了承します。

　□上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  印  氏名 |

（裏面）

算定例

補助金額算出表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 金　額（例） | 備　考 |
| ㋐ | 後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用 | 80,000円 |  |
| ㋑ | 国サポカー補助金  （国サポカー補助金が無い場合） | 40,000円  （0円） |  |
| ㋒ | 町補助金対象経費  （ア－イ）  （国サポカー補助金が無い場合） | 40,000円  （80,000円） | Ｃ欄へ |
| ㋓ | 町補助金交付申請額  （1,000円未満切捨て）  （国サポカー補助金が無い場合） | 20,000円  （50,000円） | Ｄ欄へ |
| 安全運転支援装置Ａの場合  ・国サポカー補助金有の場合（上限30,000円）  　　㋒×１/２  ・国サポカー補助金無の場合（上限50,000円）  　　40,000円＋㋒×１/２ | | | |
| 安全運転支援装置Ｂの場合  ・国サポカー補助金の有無にかかわらず（上限20,000円）  　　㋒×１/２ | | | |